

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

(都市計画課)

一

告 示

○家畜伝染病の発生

(畜産課)

一

○道路の供用開始

(道路課)

一

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

(都市計画課)

二

公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

二

選挙管理委員会

○知事選挙において政見放送を行うことができる一般放送事業者及び政見

放送の回数

公安委員会

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施

正 誤

二

○宮城県公報第二〇八二号中

三

規 則

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十九号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（昭和四十九年宮城県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。
別表第一備考第三号及び別表第二備考第七号中「ネオン管の露出したネオンサイン又は光源の点滅する電飾装置を使用する」を「光源自体が広告物である」に改める。
様式第十二号中「第23条第1項」を「第22条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第八百八十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があつた。

平成二十一年十月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨーネ病

二 畜種

牛（ホルスタイン種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

大崎市

五 発生年月日

平成二十一年九月十七日

六 患畜の取扱

法令殺

○宮城県告示第八百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二日

道路の種類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	丸森霊山線	伊具郡丸森町筆甫字東山一五九番地先から同郡同町筆甫字東山二八番五三地先まで	平成二十一年十月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第八百八十六号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百〇九号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。
平成二十一年十月二日

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 1 種類 仙塩広域都市計画下水道
 - 2 名称 仙台市公共下水道
- 二 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百〇九号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十一年十月二日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 - 宮城県知事 村 井 嘉 浩
 - 岩沼市桑原三丁目二十三番九、二十三番十三、二十四番五、二十四番七、二十四番八、二十五番一、二十五番五、二十六番四、三十五番一、三十五番四、三十五番五、三十五番八、三十五番九、三十五番十一及び三十九番三並びに二十五番一地先水路の一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
仙台市宮城野区榴岡二丁目二番十一号
株式会社みこは

選挙管理委員会

○宮選管告示第百四十三号

平成二十一年十月二十五日執行の宮城県知事選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第一条第七項の規定による候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる候補者一人当たりの政見放送の回数は、次のとおりとする。
平成二十一年十月二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

テレビジョン放送	回数	ラジオ放送	回数
一般放送事業者名	回数	一般放送事業者名	回数
株式会社東日本放送	一	東北放送株式会社	一
東北放送株式会社	二		

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第160号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。
平成21年10月2日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者		
現に技能検定員、教習指導員である者が普通自動車二輪車免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者		仙台市泉区市名坂字

<p>新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で平成20年、21年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者</p>	<p>平成21年11月7日から平成22年2月26日から</p>	<p>高倉65番地 宮城県運転免許センター</p>
<p>自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者</p>		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成21年10月2日(金)から平成21年10月30日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜、日曜及び祝日を除く。)

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地
宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間
平成21年10月2日(金)以降(土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所
宮城県運転免許センター(宮城県警察本部交通部運転免許課)

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせること。
問い合わせ先の電話番号 022 - 373 - 3601(内線221、222)

証 書

○宮城県公報第11081号(平成二十一年八月十一日付け)中

ページ 九

段 行

後3か
分

17612

正

17611

誤